

岩手県告示第61号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 陸前高田市気仙町字田の浜地内から釜石市両石町地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年1月21日から同年3月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び3級水準測量）